

## 人事院会議議事録

会議日

令和6年11月21日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官  
(説明員) (給与局)  
井手給与第三課長

議題

人事院規則9-30(特殊勤務手当)の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-30(特殊勤務手当)の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則9—30(特殊勤務手当)の一部改正について

令和6年11月21日

給 与 局

人事院規則9—30 第 29 条(極地観測等手当)において、南極地域観測に関する業務等に従事した職員に、職務の級に応じて定める額の極地観測等手当を支給することとしている。

従前、教育職俸給表(一)適用職員にも極地観測等手当が支給されていたが、国立大学の教員以外には適用職員がいなかったことから、国立大学の法人化に伴う規定の整備により同俸給表に関する定めが削除された経緯がある。

今般、海上保安庁において、新たに教育職俸給表(一)適用職員が南極地域観測に派遣されることとなったため、職務の級に応じて手当額を定めている同条第2項の表について、教育職俸給表(一)の職務の級を加える改正を行う。

【公布日・施行日】(予定)

令和6年 12 月2日

以 上